

# あなたの家の地震対策はお済みですか?

平成23年3月15日に発生した静岡県東部の地震により、富士宮市は最大震度6強を観測し、住宅瓦の破損やブロック塀の転倒等の被害が発生しました。

今後、発生が予想される大規模地震等については、これまでの地震以上に大きな被害が想定されています。『TOUKAI (東海・倒壊) -0 (ゼロ)』は、東海地震による家屋の倒壊等による死者をゼロにすることを目標に、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するため進めている事業です。

地震で命を失わないために、まずはわが家の耐震性を知り、必要な備えをすることが大切です。

まずは  
無料診断を!

対象は昭和56年5月31日以前の  
木造住宅です!

注: 原則、鉄骨造等との平面的混構造の住宅は対象外となります。



※昭和56年6月1日から『新耐震基準』になりました。

詳しくは  
建築住宅課へ  
TEL 22-1229  
(直通)

## ...無料診断のなかれ...

### Step 1

建築住宅課へ電話でお申し込みいただくか、下記の「わが家の専門家診断受診申込書」を提出してください。  
TEL 22-1229  
(直通)

(借家の場合は所有者の承諾が必要です。)

### Step 2

後日、市が派遣する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」から訪問日時確認のためのお電話を差し上げます。  
調査に都合の良い日をお伝えください。

### Step 3

お宅へ相談士が調査に入ります。  
現地調査は1~2時間程度かかります。  
間取り図がありましたらご用意ください。

### Step 4

後日、相談士が「診断報告書」を持って説明に伺います。  
診断結果に基づいた一般的なアドバイスをします。  
また、耐震補強に関する疑問や質問も相談できます。

QRコード  
(受診申込書)



受診申込書は、このQRコードを読み込んで入力いただくことができます。

## わが家の専門家診断 受診申込書

申込先	住所	世帯主氏名	電話番号	竣工年
	(〒 - )			年 持家・借家

申込日: 令和 年 月 日

(申込者)

# 木造住宅耐震補強補助制度の流れ

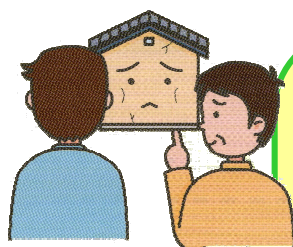
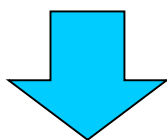
富士宮市では、昭和56年5月31日以前に着工された在来工法による木造住宅を対象として、予想される東海地震発生時の家屋の倒壊などによる死亡者をゼロとすることを目標に、木造住宅の耐震化のため、静岡県と一緒にプロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)-0」を推進しています。



## ① 専門家派遣による無料耐震診断 【わが家の専門家診断事業等】

市が派遣する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」が耐震診断(無料)を行います。

- ①電話一本による受付が可能
- ②鉄骨、鉄筋コンクリート造との平面的な混構造のものは対象外となります。
- ③所有者と居住者が違う場合は承諾書が必要です。



## ② 補強計画の作成+耐震補強工事 【木造住宅耐震補強助成事業費 (補強計画一体型)】

耐震補強工事のための耐震補強計画作成を「静岡県耐震診断補強相談士」がいる建築士事務所に依頼し、作成された補強計画(総合評点1.0未満を0.3ポイント以上向上させて総合評点1.0以上とする補強計画)に基づき行う補強工事に要する費用に対し補助金を交付します。

事前着手したものは補助対象外となりますので、注意してください。

### 【補助限度額】

耐震補強工事費の8割

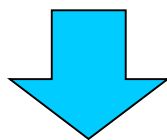
### 【補助額】

一般 限度額100万円

高齢者のみ世帯等 限度額115万円

高齢者のみが居住する住宅や  
障がい者が居住する住宅等の場合

※年度内工事完了が補助条件となります。



## ③ 耐震補強工事に伴う税金の控除 【耐震改修促進税制】

### お問い合わせ先

富士宮市役所 建築住宅課 ☎0544-22-1229